

(各)税関長 殿  
沖縄地区税関長 殿

関税局長 青山 幸恭

### 知的財産侵害物品に係る差止申立ての審査について

関税法(昭和29年法律第61号)第69条の4及び第69条の13の規定に基づく申立てに係る審査については、平成20年4月1日から、関税法基本通達の規定によるほか、下記により取り扱うこととしたので、了知の上、関係職員及び関係者へ周知されたい。

#### 第1章 輸入差止申立ての審査

法第69条の13第1項の規定による申立て(以下「輸入差止申立て」という。以下同じ。)の審査の方法及びその取扱いは、次による。

##### 1 申立先税関による審査事務

関税法基本通達69の13-2の(3)に規定する「輸入差止申立書」及び添付資料等が提出された申立先税関の本関知的財産調査官は、次のとおり審査事務を行うものとする。

- (1) 当該「輸入差止申立書」等を受け付けるとともに、輸入差止申立てをした者又はその代理人(以下「申立人」という。以下同じ。)から求めがあった場合その他必要な場合には、提出された「輸入差止申立書」の1枚目に受付印を押印し、その写しを申立人に交付する。
- (2) 「差止申立てに係る形式審査表」(別紙様式)に沿い、当該「輸入差止申立書」の記載事項及び添付資料について不備がないことを確認する。
- (3) 「輸入差止申立書」の記載事項に不備があるとき又は審査のために必要な資料が不足しているときは、下記(6)の場合を除き、申立人に対して記載事項の補正又は資料の追加提出等を求めるものとする。

なお、記載事項の補正又は資料の追加提出等を求める場合には、当該記載事項の補正等に必要の調査期間等を勘案して適当と認められる期限を付すものとし、当該期限を徒過し、補足説明を求めても申立人が応答しない場合には、当該輸入差止申立ては、不受理として差し支えない。この場合は、「輸入差止申立て・更新不受理通知書」を申立人に交付するものとする。

- (4) 生鮮貨物に係る申立ての場合には、供託命令について関税法基本通達69の15-1の(1)の

口及び同項の(1)の八の(ロ)のただし書による取扱いが行われる旨を教示する。

- (5) 「輸入差止申立書」及び添付資料等から、次に事項について確認する。

認定手続が執られた場合に見本検査承認申請が見込まれるか否か  
権利の登録料が納付されていること

- (6) 当該輸入差止申立ての対象物品が複数の場合であって、その一部の物品についてのみ資料等が整っているときは、不足している資料については後日提出を求めるものとし、不足していた資料が追加して提出されたときに、当該物品に係る部分について有効な申立てがあったものとして取り扱う。

## 2 輸入差止申立書等の送付

申立先税関の本関知的財産調査官は、上記1の(2)により受け付けた「輸入差止申立書」の記載事項及び添付資料に不備がないことを確認したときは、速やかに次のとおり「輸入差止申立書」等を送付する。

- (1) 総括知的財産調査官に対し、速やかに当該輸入差止申立てに関して関税法基本通達 69 の13-6の(1)に規定する事項を通報するとともに、「輸入差止申立書」、添付資料等及び「差止申立てに係る形式審査表」の写しを送付する。  
(2) 当該輸入差止申立てに基づき認定手続を執る他の税関の本関知的財産調査官に対し、「輸入差止申立書」及び添付資料等の写しを送付する。

## 3 総括知的財産調査官による審査

上記2の(1)により「輸入差止申立書」及び添付資料等の写しの送付を受けた総括知的財産調査官は、次のとおり審査事務を行うものとする。ただし、法第69条の14の規定により専門委員へ意見を求める場合には、この限りでない。

- (1) 「輸入差止申立書」及び添付資料等により、当該輸入差止申立てに係る物品が申立人の特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権又は育成者権を侵害している事実あるいは不正競争防止法第2条第1項第1号から第3号までに掲げる行為により営業上の利益を侵害している事実が疎明されているか否かについて審査する。なお、「輸入差止申立書」の記載事項又は審査のために必要な資料が不足しているときは、申立人に対し、申立先税関の本関知的財産調査官を通じて、記載事項の補正又は添付資料等の追加提出等を求めるものとする。  
(2) 上記(1)の補正又は添付資料等の追加提出等を求める場合には、当該記載事項の補正等に必要の調査期間等を勘案して適当と認められる期限を付しておくものとする。  
(3) 上記(1)の審査結果について、任意の書式で意見書を作成し、当該輸入差止申立ての申立先税関の本関知的財産調査官に送付するものとする。

## 第2章 輸出差止申立ての審査

法第69条の4第1項の規定による申立ての審査手続及びその取扱いは、第1章の規定を準用するものとする。

## 差止申立てに係る形式審査表

申立先税関		税関	受付年月日	
確認事項等			確認	補正状況
申立書記載事項等	1	申立人の住所・氏名の記載がある	適・不適	
	2	代理人の住所・氏名の記載がある	適・不適	
	3	連絡先担当者が明確であり、当該担当者の連絡先の記載がある	適・不適	
	4	認定手続を執る税関から除く税関が、二重線で消されている	適・不適	
	5	の欄が全て記載されている	適・不適	
	6	開示の可否の欄が、全て正しくチェックされている	適・不適	
	7	添付資料等の欄について、正しくチェックが付されている	適・不適	
添付資料	8	知的財産の内容を証する資料	有・無	
	9	侵害の事実を疎明するための資料	有・無・不要	
	10	判決書・判定書・鑑定書等	有・無・不要	
	11	識別ポイントに係る資料	有・無・不要	
	12	通関解放金の算定の基礎となる資料	有・無・不要	
	13	代理権に関する書類	有・無・不要	
	14	並行輸入に関する資料	有・無・不要	
	15	訴訟等で争いがある場合、その争いの事実に関する資料	有・無・不要	
	16	その他の資料		
[ 留意事項 ]				